

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 4 年 9 月 14 日（水曜日）

---

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第6 報告第9号 健全化判断比率の報告について
- 第7 報告第10号 資金不足比率の報告について
- 第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度四万十町一般会計補正予算（第2号））
- 第9 議案第51号 日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 第10 議案第52号 大正診療所防災・減災・低炭素化設備整備工事（電気設備）請負契約の締結について
- 第11 議案第53号 医用情報管理システムの売買契約の締結について
- 第12 議案第54号 小型動力ポンプ付積載車の売買契約の締結について
- 第13 議案第55号 損害賠償の額を定めることについて
- 第14 議案第56号 損害賠償の額を定めることについて
- 第15 議案第57号 四万十町税条例等の一部を改正する条例について
- 第16 議案第58号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第59号 四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第60号 高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更について
- 第19 議案第61号 令和4年度四万十町一般会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第62号 令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第63号 令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）

- 第22 議案第64号 令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第65号 令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第66号 令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第67号 令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第68号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第69号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第70号 令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第71号 令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第30 認定第1号 令和3年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第31 陳情第4－6号 陳情書の取下げについて
- 第32 請願・陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第32まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員（16名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 酒井祥成君  | 2番  | 槇野章君  |
| 3番  | 林健三君   | 4番  | 古谷幹夫君 |
| 5番  | 緒方正綱君  | 6番  | 武田秀義君 |
| 7番  | 吉村アツ子君 | 8番  | 下元昇君  |
| 9番  | 水間淳一君  | 10番 | 中屋康君  |
| 11番 | 岩井優之介君 | 12番 | 田邊哲夫君 |
| 13番 | 堀本伸一君  | 14番 | 村井眞菜君 |
| 15番 | 橋本章央君  | 16番 | 味元和義君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

|                  |           |             |             |
|------------------|-----------|-------------|-------------|
| 町 長              | 中 尾 博 憲 君 | 副 町 長       | 森 武 士 君     |
| 政 策 監            | 大 元 学 君   | 会 計 管 理 者   | 細 川 理 香 君   |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 池 上 康 一 君 | 危機管理課長      | 西 岡 健 二 君   |
| 企 画 課 長          | 川 上 武 史 君 | 農林水産課長      | 佐 竹 雅 人 君   |
| にぎわい創出課長         | 小 笹 義 博 君 | 税 務 課 長     | 戸 田 太 郎 君   |
| 町 民 課 長          | 今 西 浩 一 君 | 建 設 課 長     | 竹 内 幸 喜 君   |
| 健康福祉課長           | 長 森 伸 一 君 | 高齢者支援課長     | 三 本 明 子 君   |
| 環境水道課長           | 小 嶋 二 夫 君 | 教 育 長       | 山 脇 光 章 君   |
| 教 育 次 長          | 浜 田 章 克 君 | 生涯学習課長      | 味 元 伸 二 郎 君 |
| 学校教育課長           | 岡 英 祐 君   | 農業委員会事務局長   | 西 田 尚 子 君   |
| 農業委員会会長          | 太 田 祥 一 君 | 代表監査委員      | 田 邊 幹 男 君   |
| 総務課財政班長          | 片 岡 丈 明 君 | 大正・十和診療所事務長 | 国 澤 豪 人 君   |
| 特別養護老人ホーム事務長     | 三 宮 佳 子 君 |             |             |

大正地域振興局

|           |           |        |           |
|-----------|-----------|--------|-----------|
| 局長兼地域振興課長 | 北 村 耕 助 君 | 町民生活課長 | 田 邊 真 司 君 |
|-----------|-----------|--------|-----------|

十和地域振興局

|           |         |        |           |
|-----------|---------|--------|-----------|
| 局長兼地域振興課長 | 富 田 努 君 | 町民生活課長 | 畦 地 永 生 君 |
|-----------|---------|--------|-----------|

~~~~~

事務局職員出席者

|       |           |     |           |
|-------|-----------|-----|-----------|
| 事務局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 長 | 正 岡 静 江 君 |
| 書 記   | 友 永 龍 二 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 4 年第 3 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、3 番林健三君及び12番田邊哲夫君を指名します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日の 9 月12日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長田邊哲夫君。

○議会運営委員長（田邊哲夫君） それでは、先の 9 月12日月曜日に議会運営委員会において会期日程について協議を行いました。その結果を報告します。

第 3 回定例会会期は本日 9 月14日から 9 月22日までの 9 日間と決定しました。

なお、一般質問については 7 日目、9 月20日火曜日に 4 名、そして、21日水曜日に 3 名の計 7 名となっています。

また、最終日22日の令和 3 年度四万十町各会計歳入歳出決算の審査については、議会運営委員会では特別委員会の設置を予定しております。

なお、台風14号が発生しました。進路の状況によっては本町にも被害が生じる恐れがありますので、その場合は本会議の延会を含め、会期が延長される場合もあるということを申し添えておきます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日 9 月14日から 9 月22日までの 9 日間です。

お諮りします。

令和 4 年第 3 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和４年第３回定例会の会期は本日から９月２２日までの９日間とすることに決定しました。

会期中の会議予定等についてはお手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第３、諸般の報告を行います。

地方自治法第１９９条第４項並びに同条第２項の規定による定期監査、行政監査の報告及び同法第２３５条の２第３項の規定による例月出納検査報告があっております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定により、令和３年度における四万十町教育委員会の権限に属する事務、教育長に委任された事務、その他教育長の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価の報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

地方自治法第２４３条の３第２項及び同法施行令第１７３条第１項の規定により、公益財団法人四万十公社及び株式会社あぐり窪川の経営状況について報告がありますので、その写しをお手元に配付しております。ご了承願います。

次に、会議規則第１２９条、議員の派遣について、その結果を報告します。

６月１８日から２０日、東京都で開催された東京四万十会総会・高知県地産外商公社との意見交換会に議長、林産業建設常任委員長、榎野産業建設常任副委員長が出席しました。

７月２８日、高知市で開催された令和４年度市町村議会議員研修会に議員１０名が出席し、跡見学園女子大学・鍵屋一教授の講演、自治体の防災対策と議会・議員の役割を拝聴しました。

８月２５日、佐川町で開催された第１６回高幡町村議会議員研修会に議員１３名が出席し、さんすい防災研究所、代表山崎水紀夫氏の講演「２３災害の被災地支援から学ぶ現場力＋車中泊避難所の取組について」を拝聴しました。

８月３０日、令和４年度茂串ポンプ場防災倉庫整備工事安全祈願祭・起工式典に議長、副議長、林産業建設常任委員長が出席しました。

８月３１日、令和４年度土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会定期総会に議長と共に緒方総務常任委員長が出席しました。

議長が出席しました行事等の件についてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出がっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） それでは、6月定例会以降の総務常任委員会活動状況について報告します。

6月の委員会は、文化的施設について設計業者から、総務、教育民生、産業建設、三つの常任委員会が合同開催の形で、CGを使って建物内部の配置とか主要部材、材質などのオンライン説明を受けております。

所管事務調査では職員の時間外労働の是正について、水曜日のノー残業デーの取り組みでは庁内の見回りに加えて庁舎内放送を始めたことと、各課長には終礼の申入れをしていることが新たな動きです。また、庁内のパソコンを時間になったら切ることも検討しているようです。

また、自治体DX、いわゆる電子化と、電子入札の導入について、庁内でプロジェクトチームを立ち上げて協議していくと報告を受けております。特に電子入札の導入については、時間外を削減できる効果はあるが、ランニングコストは果たしてどうなのかも検討していくという報告も併せて受けております。

その他の案件で、総務課長から指定管理、四万十川ジップライン、四万十町コワーキングスペースの公募による業者選択のスケジュールについて説明を受けております。

7月は、職員の長時間労働是正と、集落活動センターけやきが開所から1年がたちましたので、運営状況と今後の展開について、担当課に説明を求めたところです。

長時間労働の是正については、時間外をどうしたら減らせるのか、職員アンケートを参考にしながら協議しております。副町長はじめ担当課には、職員の意見について、実現可能であるかの検討を現在求めています。

集落活動センターけやきの運営状況については、計画と実践に隔たりがあり、今後の展開が心配されております。指定管理者、また担当する企画課と共に綿密な打合せを持って、今後の展開を図ってまいります。

8月には総務、教育民生、産業建設常任委員会合同で執行部からの説明を受けました。

一点目に、文化的施設の総事業費と今後の方向性について、実施設計の結果、総事業費

見込み、今後の方向性の説明を受けました。

二点目に、町道金上野見付線、成川橋の橋梁拡張の下部工工事について。

三点目に、大正診療所設備工事等の説明が主な内容でした。

所管事務調査では町有財産の管理について、また、職員の長時間労働の是正について、所管課の総務課と協議しております。

以上が6月定例会以降の総務常任委員会の活動状況です。

総務常任委員会では、職員の長時間労働の是正を重点テーマとして活動しております。我々の任期もあと僅かとなりますが、何とか結果を出せるよう、委員一同頑張っておりま

す。

以上で総務常任委員会の活動報告を終わります。

○議長（味元和義君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） それでは、教育民生常任委員会、6月以降の活動について報告します。

6月の常任委員会では、文化的施設についてのCG映像を議員全員で見いております。その後の教育民生常任会では、映像を見ての感想等を述べ合う形で、特に意見の集約は行いませんでした。感想的な主立った意見としては、もう少し具体的なイメージが欲しかった。できるだけ多くの四万十町産材の使用を望む面があるけれどもコスト増が懸念される。エントランスの部分は本当に必要なのか。そして、空間がちょっと広すぎる印象を受けたという感想が出されておりました。その後、映像を見ての感想等に触発された意見としては、移動図書館、サテライトの充実を図っていくことに対して、拠点施設はそれほど広くなくても可能じゃないかという部分、それから、今まで公共施設の建設に関して、地区から反対の意見書とか陳情書が出たことは初めてのことで、それが驚きであるという意見も出ております。それから、資材の高騰理由で大幅な増額をストレートに認めていくことにはちゅうちょせざるを得ないという意見もありました。

そして、9月には資材高騰も踏まえた総事業費がおおむね出てくる見通しということで、それを受けての対応が重要であると。特に当初の見込みとは状況が変わってきた流れが想定されることから、財源として合併特例債と過疎債の比較が必要ということで、後日、財政班長から比較表をいただいて、今後の検討に生かしていきたいとしております。

それから、7月の常任委員会では教育研究所の現状と課題、特に不登校への対応を中心に意見交換を行いました。それと文化的施設についても若干の情報共有を行いました。

特に不登校への対応については、学校教育課長から不登校の要因と対応、そして対応の成果等について説明を受けております。

不登校の要因は非常に多様な要因があつて、対応も難しい課題としてあるわけですが、具体的に教育相談員、それからスクールソーシャルワーカー、支援センター相談員と連携を取りながら対応しており、一定の成果も上がっていると具体例を紹介いただきました。

特に、スクールカウンセラーが教育支援センターの配置となったことで支援センターの通室生の保護者とつながることができたことや、スクールソーシャルワーカーが保育所、学校の支援会に行くことによって、特性のある児童や生徒が支援センターに通うようになった事例も生まれてきている。そして、引き籠りについては未然に防ぐことが非常に重要ということですが、そういった位置付けの中で、相談員、あるいはスクールソーシャルワーカーが入っていることで未然に防げた事例もあったと紹介を受けました。

ただ、課題としては、個々の状態に応じた対応が必要ですが、十分にできないままに不登校傾向が長引いている事例もまだ見られると。そして、一定それぞれ連携に努めておるようですが、学校、家庭、スクールソーシャルワーカーや相談員とのスムーズな連携にはまだ十分とは言えないところがあるという点。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用に情報不足という課題もあるんじゃないかというところ。それから、発達障害については、理解不足から医療機関など関係機関へのつながりが困難な場面もあり、非常に難しい課題に直面しておると確認しております。

また、教育研究所所長から実情の報告として、ここ数年、30日以上長期欠席の児童・生徒が小学校、中学校とも増加傾向にあるということで、この課題は真摯に対応していかないかんということです。特に教育研究所では教育委員会、学校と連携してこの課題に対して対応しているということ、また教育支援センターでは、不登校が長く続いている生徒に対して社会的自立を目指し、現在、窪川・大正・十和地域の3地域で相談員を構えて、支援をしているそうです。

それから、特に不登校のうちでも発達特性障害による教育的配慮が必要な児童・生徒に対して、スクールソーシャルワーカーが実感していることとして、私は非常に重く受け止めておりますけれども、これは非常に難しい課題、問題ですが、保護者が受入れる

ことが難しく専門機関へつなぎ切れない事例がある。問題があっても学校や家庭から相談がなく、つなげていないことのジレンマ、そして進路面においては特別支援学校への入学や通学が難しい。特別支援学級への入級についても基準が高く、難しい現状があるという説明を受けた後、意見交換を行った結果として、共通認識ができたことを何点か紹介しますけれども、不登校の問題は非常に多様性を持っており、個別対応が必要であると。そのためには人材確保が課題としてあるということです。

それから、特に保育所、小学校、中学校、高校間の連携した切れ目のない支援が非常にポイントを占めており、それに関連したチームの対応として引継ぎシートなるものが活用されておるようで、この部分ももう1回見直して対応していくことが重要であるということ。そして、委員から出た意見ですけれども、不登校を経験して、それを克服した方も地元におられるということで、こういった方たちの生の声を聞いてもらうことも非常に大切なことではないかという提案。そして、これはもう少し掘り下げていかないかんと思いますけれども、特別支援学校への入学や通学における交通手段の確保、支援が求められる状況にあるということでしたので、こういったことを、今後も追いかけていかないかんという共通認識を持っております。

それから、文化的施設に関してはこれまでの取組で、町立図書館でのイベント参加者の数であるとか、窪川中学生による子ども議会の状況、そして事業費に関しては精査中であると報告を受けました。

8月の常任委員会では、先ほど総務常任委員長が紹介したので、合同の常任委員会として文化的施設、それから事業のことについての説明を受けております。

その後、中学生への取組が去年から始まった町営塾「じゅうく。」の現状報告を受けて、意見交換を行いました。

本年度から本格的展開を始めた中学生コースでは、特に対象となる全中学生95人の5割近くの生徒が参加されて、非常に好評であるということ。そして、去年から始まったことも踏まえて、「じゅうく。」ができてからの成果になるかも分かりませんが、地元高校への入学者が令和2年度は31人、窪川高校が14人、四万十高校が19人だったのが、令和4年度には62人、うち窪川高校が37人、四万十高校が25人という実績が上がっていること。そして非常に大事な要因として、四万十町の令和4年度の中学校卒業生のうち地元中学校からの地元高校への入学者は窪川高校が31人で、全体の32%余り。四万十高校が18人で、69.2%となっている背景には「じゅうく。」の取組もちろん非常に強い部分がある

と思いますけれども、地元保護者の関心が高まっている状況を確認しております。

それから、企画課長、人材育成推進センターの次長も同席しており、特に次長からは、地元中学生が地元高校に通いたいと思える取組、魅力度アップを図っていきたい旨の熱い思いが述べられて、委員一同非常に心強く感じた次第です。

それから、塾長からは、特に運営の方針として、中学生と高校生との接点づくりが重要であるという考えの下にイベント的に交流の場をつくっていく計画で、特に塾生のモチベーションを高くすることにスタッフが真剣になって取り組んでいる。そういう運営を目指していると報告いただきました。

非常に共感した部分で、地元の良さを学び、四万十町で何かをしたいからその手段の達成のために目的を絞った大学に行く、また、四万十町に何かをしたいという思いを持つ子どもを増やしていきたいなどの力強い言葉を聞いております。

委員からの全体の感想として、「じゅうく。」の取組を高く評価する声が聞かれているわけですが、特に中学生の展開には期待するとともに、さらに低学年への拡大を求める声もあっております。

全体を通じて、保育所、小学校、中学校、高校まで一貫した教育方針、明確な教育ビジョンが求められており、地域と深く関わった教育の在り方を共通課題として取り組むことの重要性を共通認識できたと思います。

文化的施設に関しては、特に自由討議の開催について常任委員会で意見を集約しました。この9月に自由討議をすべきという集約をしておりますが、結果として、議会運営委員会では今回は見合わすことになっております。今後は、後ほど町長から行政報告もあると思いますけれども、文化的施設の資材費の高騰が非常に大きい数字が出てきておりますので、常任委員会としては今年度の目的、重要課題としておりました文化的施設への対応を中心に、今後も積極的な活動をしていきたいです。

非常に長くなりましたけれども、以上で活動報告を終わります。

○議長（味元和義君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） それでは、産業建設常任委員会、6月定例会以降の活動について簡単に報告します。

6月9日、三つの常任委員会合同で文化的施設に関するオンライン説明会を受けた後、

産業建設常任委員会に付託された二つの陳情案件について、担当課に現状の説明を受け、質疑を行いました。二つの陳情とも調査、研究に時間を要すると判断し、継続審査としました。

続いて、7月12日、所管事務調査として、森副町長とあぐり窪川・池専務にあぐり窪川と松葉川温泉の現状について、説明を受けました。

2017年から2021年度までの収入の減少の原因として、西日本豪雨と新型コロナウイルス感染症があるとのことでした。

委員から、ふるさと納税の返礼品として、松葉川温泉の宿泊とあぐり窪川の豚まんをセットで売り出したらどうかという意見がありました。

その後、継続案件である陳情について審査を行い、陳情書「松葉川地区町道作屋川奥線の早期改良について」の審査では、陳情者の案内で現地視察を行い、現況の確認を行いました。

続いて、8月30日、三つの常任委員会合同で文化的施設について説明を受けた後、継続審査となっている陳情2件について審査を行いました。その中で公共財としての日本の種子を保全し、食の安全を守るための新たな法整備と積極的施策を講じることに関する請願書の審査に当たっては、高南農業改良普及所、JA、農林水産課に出席をいただき、県内における現状と課題について説明を受け、質疑を行いました。

以上が6月定例会以降の活動になります。

なお、議会活動ももう残り数か月となり、全力で引き続き調査研究活動を行ってまいりたいと思いますので、担当課の皆さんにはご協力をいただければと思います。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（味元和義君） これで常任委員会の所管事務調査等に関する報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めて、おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日、議員の皆様のご出席をいただき、令和4年9月町議会定例会が開催されますことを厚く御礼申し上げます。開会に当たり、先の6月定例会以降の主要な行政運営等に関し

て、ご報告します。

新型コロナウイルス感染症について、ご報告します。8月下旬に感染拡大のピークを迎え、現在は徐々に落ち着きを取り戻しているようにもうかがえますが、町内では一定の感染の発生が続いており、本年1月1日より延べで1,277人、9月12日現在で町民の8%が感染したこととなっております。

ただ、オミクロン株については重症化しにくいとされ、令和4年9月7日付で厚生労働事務連絡により、感染拡大防止と業務継続を両立させるため陽性者の療養期間・待機期間の短縮が図られており、感染リスクを抑えることにより社会機能の維持が重要と考えますので、基本的な感染対策の継続推進やワクチンの接種等、引き続き、感染拡大を防止する対策が必要と考えております。

続いて、新型コロナワクチン接種状況についてご報告します。新型コロナワクチンの4回目接種については、接種対象者が60歳以上の方と医療従事者や基礎疾患等を有する18歳以上の方となっており、8月末現在で60歳以上の方で7,110人、18歳以上の対象者で接種の申請があった1,100人の方に接種券を送付しております。

接種状況については、個別接種で、町内6医療機関において7月11日から開始しました。集団接種は、農村環境改善センターときらら大正の2か所において、7月24日から8月27日までの土曜日と日曜日に計7回実施したところです。その結果、本町での8月末現在の4回目の接種率は60歳以上の接種対象者に対し、72.4%となっており、9月以降も各医療機関において、3回目接種などと並行して接種を進めてまいります。

続いて、オミクロン株対応ワクチンの接種については、9月19日の週以降、順次本町にワクチンが配送される予定となっております。

なお、当該ワクチン接種の開始については厚生労働省からの具体的な説明が9月16日に予定されており、それを受けて町内医療機関と日程等を調整し、進めていく予定としております。

続いて、本年6月に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想の基本方針において、来年度からマイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定に反映させることを検討することが明記されました。現在、政府は令和4年度中にカードを全国民に交付することを目指していますが、7月末時点での交付率は45.9%にとどまっており、カード取得者に最大2万円分のポイントを付与するマイナポイント第2弾などで普及を図っています。

本町では、令和2年度から役場窓口での申請手続支援や顔写真の無料撮影サービスを開

始したほか、本年度からは町内の事業所や高齢者施設、高等学校など、一定数の申請希望者が見込まれる場所への出張申請サービス等にも取り組んでおります。

しかし、本町におけるカードの交付率は7月末時点で25%となっており、全国1,741自治体の下位10団体から抜け出せない状況が続いております。このため、町の方針として、より一層のカードの取得促進に取り組むことを決定し、町職員への取得を勧奨するとともに、町民の皆様にもできる限りのご協力をお願いしていくこととしております。

また、長引く新型コロナウイルス感染症禍と物価高騰により地域経済が疲弊している現状を踏まえて、町民生活を支援する観点から、マイナンバーカードを取得いただいた町民を対象に1人当たり3万円の商品券を配布することを計画し、今定例会に約4億円の関連予算を計上しています。

今後も引き続き、カードの取得促進と町民の利便性向上のための行政デジタル化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

続いて、令和6年度中の開館を目指して整備を進めている文化的施設については、令和2年度末に完了した基本設計を基に昨年11月から実施設計に着手し、本年10月中旬の完了に向け、設計作業を進めています。

なお、実施設計委託料に係る予算については、昨年9月定例会において、令和3年度から令和5年度までの継続費の設定と併せて可決されたところであり、その際にお示した総事業費は、平成29年度から令和5年度までの事務費等も含め総額で15億9,431万円となっていました。

しかし、その後のいわゆるウッドショックやアイアンショック、さらには原油価格の高騰や円安といった様々な要因により、資材単価の高騰や資材が入りにくい状況が続いており、文化的施設整備事業にも大きな影響を及ぼす状況となっております。この結果、実施設計を踏まえた現時点における総事業費は22億1,320万円の見込みとなり、昨年9月定例会でお示ししていた総事業費から6億1,889万円、1.39倍の増加となっております。

なお、これに必要な財源として、合併特例事業債や過疎対策事業債といった町債を活用することとしており、後年度に普通交付税として措置される金額を除いた実質的な負担額は、2億2,283万円増加の8億4,776万円の見込みとなっております。

この主な増額要因としては、先ほどご説明したとおり資材単価の高騰や資材が入りにくい状況にあるため、他の事業等と同様にやむを得ないものと判断をしていますが、その影響額も大きく、実施設計の結果について重く受け止めています。この影響額と今後の対

応について、これまでの説明で、まず実施設計作業を進めて、その結果を踏まえた総事業費について、本年9月定例会でお示しする旨と、本年12月定例会において補正予算の計上を予定しており、総事業費が明らかになった時点で今後の情勢等も見極めながら、12月定例会において改めて方向性を示したい旨を説明してきたところです。

なお、今回お示しした総事業費のうち、大半を占める本体建築工事費等については、本年8月下旬の資材単価等を基に積算したものであり、資材単価の高騰等に伴う影響は依然として不透明な状況にあることから、予算計上のタイミングも含め、これらを見据えた判断と予算措置が求められています。

このため、今後の対応については、これまで説明してきたとおり、現時点で見込まれている総事業費を基に10月中旬に完成予定の実施設計を精査するとともに、今後の情勢等も見極めながら、また、町民の皆様に対する説明、意見交換会なども開催しながら、本年12月定例会において、関連予算の計上判断も含め方向性をお示ししたいと考えております。引き続き、ご理解をお願いします。

以上で行政報告とします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご支援、ご協力をお願いします。

○議長（味元和義君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案します。日程第5、報告第8号を報告後、日程第6、報告第9号及び日程第7、報告第10号を一括報告、次に、日程第8、承認第5号の承認及び日程第9、議案第51号から日程第12、議案第54号までの4議案について、審議採決を行います。日程第13、議案第55号から日程第29、議案第71号までの17議案及び日程第30、認定第1号については提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。続いて日程第31、陳情第4－6号、陳情書の取下げについての採決を行った後、最後に日程第32、請願・陳情を所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、報告第8号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第8号専決処分の報告について、ご説明します。

本件については、町道で発生した自動車物損事故の損害について、国家賠償法第2条第

1 項に基づく損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としては、令和4年7月4日の午後4時頃、町道打井川線において道路が陥没し、走行中の自動車が損傷したものでして、令和4年8月25日にその修理費用として16万4,000円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 地図もあり、事故箇所の写真も添付されております。今年7月で、遠くからの写真で分かりかねますが、かなりの陥没があつて、この時期、雨がどうだったかは記憶にありませんけれども、どういう原因が想定されるのか。確かにこの町道は、車が度々通る箇所ではない。若干農家の方が通るぐらいで、一般的な町民が通る道ではないわけですが、これほどの陥没が起きたのは例えば、どういう原因が想定されるのか。現場を見ておると思うので、どれくらいの深さの陥没なのか。大正地域の場合は町道管理に従事されている方もおりますが、度々こういう箇所の管理は難しいのも重々承知ですが、あまりにも陥没の度合いが高いので、どれくらいの深さが陥没したのか、説明いただければと思います。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） まず、道路陥没の原因ですが、現場を確認したところ、以前から町道の下を水が通っていたようでして、それが積み重なって、道路の舗装の下が水によって抜けて陥没したようです。50cmから60cmぐらいの深さがあり、当然、その直前に雨もありましたが、ずっと積み重なってきた雨とかによって陥没したものと思われます。この事故が発生した後、確認して修繕して、今はきれいに舗装して、通れる状況になっています。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、報告第9号健全化判断比率の報告について、日程第7、報告第10号資金不足比率の報告について、以上、報告第9号及び報告第10号の2議案

を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第9号健全化判断比率の報告について、並びに報告第10号、資金不足比率の報告について、ご説明します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について監査委員の意見を付して、ご報告するものです。

本年度に算定した令和3年度決算に基づく健全化判断比率については、一般会計等における実質赤字比率及び全会計等の連結実質赤字比率については赤字がなく、比率は算定されておられません。また、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す実質公債費比率は6.1%、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた将来負担比率は、実質的な将来負担額がないため算定されておらず、いずれも早期健全化基準を下回った結果となっております。

また、公営企業会計の資金不足比率については、対象となる三つの会計において、いずれも資金不足はなく、該当はありませんでした。

主要な指標の一つであります実質公債費比率については、過去3年間の平均を用いて算定されますが、令和3年度の単年度比率は平成29年度借入の過疎対策事業債に係る元金償還の開始など、地方債の元利償還金が増加したことにより6.0%となり、3か年平均でも前年度から0.1ポイント増加し、6.1%となっております。なお、現時点では適正な水準にあると言えますが、今後も引き続き、町債残高の推移や公債費の動向等を注視しながら比率の抑制に努めていく必要があると考えております。

また、同じく主要な指標の一つである将来負担比率については、地方債残高が減少する一方、公営企業債等繰入れ見込額が増加したことにより将来負担額が増加となりましたが、ふるさと納税を原資としたふるさと支援基金などの充当可能基金も増加となり、将来負担額から控除すべき充当可能財源等が将来負担額を上回る結果となりました。このため、実質的な将来負担額が算定されず、比率も算定されておられません。

以上、ご説明したとおり、本町における健全化判断比率及び資金不足比率はいずれも早期健全化基準を下回っており、現時点では適正な水準にあるものと判断しております。

なお、今回の算定結果については、本議会での報告後、国・県への報告と併せて、町の

広報紙やホームページを通じて町民の皆様に公表する予定です。

以上です。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度四万十町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明をします。

本議案は特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年7月1日付で専決処分に付した令和4年度四万十町一般会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定によりご報告するとともに、議会の承認を求めるものです。

今回、専決処分に付した令和4年度四万十町一般会計補正予算（第2号）ですが、7月に発生した台風4号の災害に伴い、河川及び農業用水路へ流入した土砂等の撤去や浸水家屋のし尿処理運搬など、直ちに必要となる予算措置を講じております。

また、新型コロナウイルス感染症禍における国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯、及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にある世帯に対して1世帯当たり10万円を、低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円をそれぞれ支給することが決定されたので、支給対象世帯に速やかに給付するための予算措置を講じた結果、歳入歳出それぞれ7,000万円の追加計上となったものです。

それでは、歳出予算の内容についてご説明します。

まず、3款民生費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金4,000万円及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金1,100万円を、また、システム整備委託料など、給付に係る事務費として479万6,000円を計上し、総額5,579万6,000円となっております。

次に、4款衛生費では、浸水家屋のし尿処理運搬費用として委託料20万4,000円を計上し、11款災害復旧費では、河川及び農業用水路へ流入した土砂等の撤去やため池管理道の災害復旧費用として1,400万円を計上しております。

また、これを賄う歳入としては、第1表の歳入に記載のとおり、国庫支出金5,579万6,000円をはじめ、町債1,120万円、災害復旧事業費分担金28万円となっており、なお不足する財源272万4,000円については普通交付税の留保分に対応することとしております。

以上の結果、今回の補正額は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ7,000万円の追加補正となり、これによる累計予算額は歳入歳出それぞれ191億6,100万円となっております。

最後に、第2表の地方債の補正ですが、記載のとおり災害復旧事業債の変更について、限度額の変更をするものです。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 疑問に思う点が何か所かありますので、お伺いします。

まず、今回、財源的には国のお金を使って5,500万円余りを、いわゆる住民税非課税世帯及び低所得の世帯に対して支援を行う内容です。

一つ、支給対象世帯が上も下も大体同じですが、住民税非課税世帯の臨時特別給付金事業については、一点は令和4年度新たに住民税の非課税になった世帯、また、もう一点は今年4月1日以降、家計が急変に落ちたという二つのどちらかの場合に1世帯当たり10万円を支給ということですが、一つはあくまでも事業名は住民税非課税世帯です。しかし、対象世帯のうち、4月1日以降に家計が急変したのは収入が減ったという見方でいいんだろうと思うのですが、じゃ、4月から決定までに急変したのは何を根拠に急変世帯というのか。どういう認定の仕方の下に、こういう形の対象世帯にしたのか。

もう一つ、説明資料では、今度は低所得の子育て世帯に対して別々な支援をしてあげろという1,300万円余りの予算ですが、これを見ると独り親世帯を除くと。ことさら独り親世帯には対象外ですと書いていますね。非常に勉強不足で申し訳ないですが、この意味は何なのかちょっと。ほかに支援があるのでという見方なのかね。

だから、今度は逆にその低所得とは、何をもっているのかね。一般的には住民税非課税世帯を総称して低所得と言えんでもない。しかし、ことさら低所得と書いていますね。その基準は何をもって対象世帯にしたのかについて、答弁を求めます。

以上です。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 今回の給付金は、非課税世帯と低所得の子育て世帯とに分かれておりますので、その全体の概要から説明します。

まず、非課税世帯の給付金については、本年2月に臨時会で承認いただき、令和3年度の非課税世帯と、それから令和3年1月以降の家計急変世帯が対象となって、1世帯10万円の給付を今年に入って決定いただき、現在、明許繰越事業として引き続きやっております。

議案説明資料の「令和4年度新たに非課税となった」という趣旨については、もともと国の給付金の考え方は一つの給付金というものでして、年明けに決定していた非課税世帯はそもそも令和3年度の課税情報と、それでは分からない令和3年1月1日以降に家計が急変した世帯が対象になっていましたが、現時点では令和4年度の課税情報が決まっています。そういった意味で、家計急変によって受給資格があるにもかかわらず、申請してなくて受けられなかった方を拾うために制度自体が改正されたもので、それを令和4年度の課税情報を活用して新たにプッシュ型、前回の令和3年度の給付対象者を漏れなく拾っていく考え方が基本にあります。

ですので、新たに課税になったものは、令和4年度の住民税の課税情報がこの7月の確定をもって、前回の令和3年度中の特別給付金の支給を受けた方は当然対象にはならないんですが、それを除いて、令和4年度に非課税に新たに became 方に対して10万円が給付されるものです。その家計急変も含んだ見込みが、大体400世帯であろうというものです。

ですので、そちらについては、同じように新しい課税情報を使って判定するようになったことと、今年1月以降の家計急変も拾っていく形の給付金になっております。

ご質問の何をもって家計急変かですけれども、前年中の収入は申告等によって確定しておりますが、今年になっての申請者、例えば事業者とか、給与をもらっている方であれば給与明細等を任意で一月当たりの給与額とかを確認した上で、一定の基準を満たしている、収入が少なくなっている状態であれば家計急変世帯と認めて給付するというものです。

次に、低所得の子育て世帯に対する給付金の説明をします。

まず、低所得の独り親世帯の支給対象者ですが、基本的には児童扶養手当の受給者等となります。こちらは一定、独り親世帯で収入基準が低い方に児童扶養手当が支給されておりますので、その方が対象、若しくは、それ以外の令和4年度の住民税が非課税の子育て世帯が対象です。ここで言う、漠然的に低所得の子育て世帯というのは、児童扶養手当の

受給に該当する所得である子育て世帯と、令和4年度の住民税が非課税となった子育て世帯全体を低所得の子育て世帯と定義しております。

繰り返しになりますが、低所得の独り親世帯、児童扶養手当の受給者については、児童扶養手当は四万十町で言うと、高知県から支給されてますが、6月にこの給付金が決まって、早急に県も対応して、6月中の支給を決定しました。

残りの令和4年度の課税情報は7月に決まるわけですが、四万十町で児童手当を受給して、いわゆる子育て世帯の中で令和4年度の住民税が非課税である世帯に絞り込んで、なおかつ、そこから県から支給された方を除いた残りの方が、今回の低所得の子育て支援給付金で町からの給付対象となります。そういった子どもの数を220人分ほど見込み予算化して、処理をしたところです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

8 番下元昇君。

○8 番（下元昇君） 私も住民税の非課税世帯の件で、数字的なことですが、改めて、令和3年度で2億7,400万円。これはもう既に令和3年度で住民税非課税世帯の数で、1世帯10万円。

今回の補正は、令和4年度になって住民税非課税になった世帯と、4月以降に家計が新型コロナウイルス感染症によって急変した世帯に対して、それぞれ10万円を給付しようという国の措置で、人数ではなくて、1世帯に対して給付するということですが、細かい数字をお示し願います。現在四万十町の約8,000世帯のうちで令和3年度の2億7,400万円と令和4年度、今回の4,100万円。総額には、手数料とかシステムなどのもろもろの経費も予算に入っておりますが、今回の補正も含めて、単純に8,000世帯のうちで世帯数はどのぐらいで、全体の中の非課税世帯の割合をお伺いします。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 非課税世帯の給付金の実際の支給世帯数ですが、この8月末の数字で報告します。

まず、令和3年度分で支給を決定したのが約3,000世帯です。令和4年度分に入って、確認書を送ったのが約330世帯ですが、実際にまだ確認書が返送されていないところもありますので、そのうち約280世帯ほどが令和4年度で現在支給しております。当然まだ申請期間、確認書の返送期間がありますので、これから若干は増えてくるかと思いますが、

兩年度合わせて約3,300世帯が支給を受ける対象世帯になります。割合が今、暗算ができませんが、約8,000世帯近いうちの約3,300世帯が対象になっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 割合は3,000世帯を8,000世帯で割ればすぐ出るんですけども、これが現状の四万十町のいわゆる非課税世帯、具体的に言うと、収入が少ない世帯数と。四万十町全体的には、一般会計予算が年間190億円以上の自治体でも現実を見ると、新型コロナウイルス感染症とかもあるでしょうけれども、やはり非課税世帯がこれだけ多い。この議場にいる方で住民税非課税世帯は誰一人いないと思うんですけども、そういったことを議員にも理解していただきたいし、執行部もそのことを分かって、今後の予算措置をすべきじゃないかなと改めて感じたところですので、付け加えます。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより承認第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度四万十町一般会計補正予算（第2号））を採決します。

この評決は起立により行います。

承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第9、議案第51号日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第51号日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、提案理由のご説明をします。

本議案については、令和3年12月15日に議決いただいた日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

主な変更内容としては、工事施工中の事情変更によるものでして、上部工の断面修復工を実施したところ、橋桁コンクリート損傷分が新たに確認されたため、ポリマーセメントモルタルによる断面修復工の増加が生じたものです。

この変更に伴い、当初の請負代金額を636万4,600円増額し、5,148万円で変更契約を締結するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第51号について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第52号大正診療所防災・減災・低炭素化設備整備工事（電気設備）請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第52号大正診療所防災・減災・低炭素化設備整備工事（電気設備）請負契約の締結について、提案理由のご説明をします。

老朽化が進んでおる大正診療所の電気設備について、今回の工事により太陽光発電による蓄電池を備えた設備や省エネ化するためLED照明に更新し、災害時にも医療救護所として、患者の診療、生命維持設備について現状より高度な運営を可能とするため、整備工事を実施するものです。

工事の実施に際して、8月8日の四万十町建設工事指名業者選定審査会にて、入札方法及び参加資格者の確認し、8月25日に町内の8者による指名競争入札に付した結果、応札5者、辞退3者となり、応札者のうち最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札による失格1者、予定価格を上回る入札書記載金額の入札による無効3者となり、岡山電機株式会社が6,950万円をもって落札しました。

この落札価格に10%の消費税及び地方消費税695万円を加えた7,645万円をもって工事請負契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 資料には入札記録があつて、今、町長からその内容について、いわゆる地元業者8者のうち無効が3者、辞退が2者、失格が1者ですね。ただ、入札心得第11条のいろいろ項目を書いていますけれども、今、町長が言われたように最低価格以下の業者があつたようですが、これは無効でしょうか。実質的には結果は最低価格以上がた

った1者ですね。入札は指名競争入札で、地元の8業者を指名したと。

しかし、実質的にラインにかかったのは1者だけということを経験した場合に、地元業者にできるだけ仕事を取ってもらうという、町の趣旨、また、議会の今までの経過の中で、こういう地域密着型の指名競争入札の在り方は、やはり考えるべきではないかなと。

ましてや、これだけ様々な資材費が高騰する中で最低価格を下回るような入札ということ。今の説明では予定価格8,000万円で最低価格が7,600万円、これを下回る価格で入札に参加したということで無効なんでしょう。こういうことは普通考えられますか。仕事がないければ一生懸命見積りをして取るのが一般的ですよ。それが最低価格を下回るような、こんな地域密着型の入札の在り方、町長、どうでしょうね、はっきり言って。

場合によっては、今議会でも最低価格のない入札の仕方もあるわけですが、最低価格の下限を取っ払うか、もう地域密着型をやめて、一般競争入札に付すことも本来の競争入札の在り方ではないかなと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 入札区分については指名競争入札によって町内の業者を指名して、やったということです。

今回、無効、失格等ありました。先ほど、町長の提案理由で説明しましたが、この無効や失格が出た原因の一つは、今回の予定価格は5,000万円を超えておりますので、事後公表であったところ。設計については外注で行っており、適切に行われた入札であると認識していますけれども、最低制限価格を下回る場合には一つ問題があり、ダンピング防止というか品質が確保できるかどうかで、もう1枠考え方を持たなければならないところです。したがって、町の入札に関しては、最低制限額以上で予定価格以下ということで守備範囲として持っておりますので、今回については事後公表で、その辺りの金額がばらけてしまったところが実情であると考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 総務課長から答弁いただきましたが、過去に全国の中で最低価格を決めずにやって、1円という入札があったことも事実です。そういうのが過去にもあったが、最低価格を決めな、品質の保証もあり得んということですが、普通考えてくださいや。地元業者でも、安くして採算に合わん事業の仕事を取りたい状況じゃないでしょう、今は。それぞれ責任がある業者ですよ。だから入札に参加する業者はそれぞれ見積りを苦

労されて、一生懸命入札に参加すると私は思います。7,000万円もするようなものを1,000万円でええわいう業者は、今どきおるはずがないと私は思います。

ただ、言いたいのは要するに、地域密着型の指名競争入札ですが、しかし、現実はこの姿が散見されるわけです。今回も、過去の事例でも入札したけども無効があったり、失格があったり、辞退があったりという現象があるので、私はこういう在り方で本当に地域のための、業者のための入札ですかと言いたいです。決してダンピングがええわけではありませんが、今はそんな時代ではないと思うんですね。取りたければ精いっぱいの見積りをする業者が全部だと私は思いますが、信用したらどうですか。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 今回の入札結果を見てみると、真に競争原理が働いたと私は理解しています。例えば、土木工事であれば標準積算システムを各事業所が活用して、かなりの精度で予定価格に近いところで応札するわけですが、こうした電気工事であるとか機械設備、建築工事については積算をする際に、各事業者はそれぞれ三つの事業所から基本的には見積りを徴した上で、さらにそこに、例えば70%、80%掛けといった率を掛けて、最終的な予定価格を事業所ごとに算出していきます。そういう面で非常に今回の案件については予定価格の想定が難しかったということで、最低制限価格を下回り、また上回ることが発生したと思います。

こうした背景には、どうしても資材費の高騰等、読みにくい不透明さも、こうした応札の結果に出ていると理解しています。真に地域密着型で、競争原理もしっかりと働いておりますので、これからもこうした方針をもって、入札をしていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それも私も分かります。ただ岡山電気、地元、下呉地地区のようですが、1回目で最低価格にほぼ近い入札されていますね。私が言いたいのは、やる気があればこれだけの、綿密な最低価格まで出しているわけですね。

ただ一点、その最低価格がどれだけか、業者名まで要りませんが答えられれば答えてもりたいですが、最低価格以下の金額、例えばこれに近いけども10万円切れたとか、そういういわゆる競争の中で無効になったのかね。そんなに何百万円も何千万円も違う価格で応札されたがででしょうか。もし答えることができれば、どういう価格で無効になったのか、公表できればしてもらいたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） お答えができる範囲でお答えいたします。今回失格となっております最低制限価格を下回った件ですが、先ほどのような1円、2円という額ではなくて、それなりの額でして、どれぐらい下回っているかについてはお答えすることはできません。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第52号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号大正診療所防災・減災・低炭素化設備整備工事（電気設備）請負契約の締結についてを採決します。

議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第11、議案第53号医用情報管理システムの売買契約の締結について議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第53号医用情報管理システムの売買契約の締結について、提案理由のご説明をします。

大正診療所で撮影したエックス線画像等について、高知医療センター放射線科等の医師に読影していただくため、画像を伝送する医用情報管理システムを導入しておりますが、機器の高性能化が進み、画像データが大きくなり、今後撮影するデータ保存に制限がある

状況となっていますので、画像を保存するためのデータサーバーを大容量化するための更新をするものです。

機器の購入に際して、8月25日に指名競争入札に付した結果、応札2者、辞退3者となり、中澤氏家薬業株式会社が720万円をもって落札しました。

この落札価格に消費税及び地方消費税72万円を加えた792万円をもって、売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今回は指名競争入札ですが、最低制限価格は設けなかったということですね。だから、その基準が分からんがですね。一方では最低価格を決める。ダンピングの要素があるので決めるのであればこれだって、どこもかしこもで作れる機械ではないでしょうが、しかし、仕事を取るためにはダンピングも想定ができんわけではないですよ。名前売るために、四万十町へ私のところの機械を売ったんだということだって、想定できるがですよ。

だから、この事業は最低価格を設けなならん、これは必要なしという、町はどういう基準の下で最低価格を入れるか入れないかの判断をしているんでしょうか。お答えください。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） この分の入札の仕様書としては、例えばメーカーの同等品とかじゃなくて、もう決め打ちで、このメーカーのこれだという形で入札に付しておりますので、その場合は品質の確保は担保されておりますので、最低制限価格がないということです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第53号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号医用情報管理システムの売買契約の締結についてを採決します。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第12、議案第54号小型動力ポンプ付積載車の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第54号小型動力ポンプ付積載車の売買契約の締結について、提案理由のご説明をします。

高幡消防組合四万十消防団については、本部と18分団で組織されており、火災、災害時の出動や訓練、火災予防運動などの活動を行っております。

各分団にはそれぞれ消防車両を配備し、計画的に更新整備することとしており、本年度には、窪川分団の小型動力ポンプ付積載車が平成6年12月の初年度登録から28年が経過するため、更新を行うものです。

車両の更新に際して、8月4日に指名競争入札に付した結果、応札7者となり、株式会社中村防災サービスが1,147万円をもって落札しました。

この落札価格に消費税及び地方消費税114万7,000円を加えた1,261万7,000円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第54号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号小型動力ポンプ付積載車の売買契約の締結についてを採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第13、議案第55号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第55号損害賠償の額を定めることについて、提案理由のご説明をします。

本議案は、令和3年度に町が施工した旧商工会館窪川本所解体撤去工事に伴う振動により隣接住宅に与えた損害を賠償するため、その損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

当該工事については、築48年が経過した旧商工会館の老朽化が著しく、耐震性も基準に達していないことから危険な状態にあり、新たな地域交流拠点としての機能を備えたコワーキングスペースを整備するため、令和3年度に解体したものです。

施工に際しては、周辺に住宅が密集しているため、令和3年5月に工事損失の事前調査を、工事完了後の令和4年2月に事後調査を実施しております。

事後調査の結果、工事の振動を原因とする隣接住宅1棟に複数箇所の損傷が確認されましたが、施工業者の瑕疵は認められませんでしたので、工事請負契約の規定により町がそ

の損害を賠償するものです。

なお、損害賠償の額については、国土交通省が定める事務処理要領を準用して算定した結果、52万4,390円となります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第14、議案第56号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第56号損害賠償の額を定めることについて、提案理由のご説明をします。

本議案は、令和4年6月13日に公用車交通事故による一般国道56号の道路附属物の損害を賠償するため、その損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

事故の概要としては、令和4年6月13日午後2時頃、本庁職員が四万十市からの帰庁途中に、一般国道56号片坂バイパスを通行中に対向車線に進入し、トンネル内の縁石に衝突したため、道路附属物であるワイヤーロープ、端末支柱、固定式衝撃緩衝装置が損傷したものです。

なお、損害賠償の額については、道路管理者であります中村河川国道事務所が復旧に要した費用、142万2,382円となっております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第15、議案第57号四万十町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第57号四万十町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をします。

今回の条例改正については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関係する四万十町税条例等の改正の必要が生じたものです。

四万十町税条例の主な改正内容については、個人住民税における住宅ローン控除の適用について、所得税の見直しに伴い、対象となる居住年を令和7年まで延長するとともに、適用年の各年において、住宅ローン控除可能額のうち、所得税額から控除し切れない額を控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する措置について見直しを行います。

また、令和6年以降の上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、これまで所得税と個人住民税において異なる方式が選択可能となっていたものを所得税と一致させる措置を講ずるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号について、質

疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第16、議案第58号四万十町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第58号四万十町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をします。

令和4年6月1日に、動物の愛護及び管理に関する法律が施行され、法律の一部が改正されたことにより、犬にマイクロチップを装着し、国の指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会に情報登録すれば、狂犬病予防法の特例として犬の登録とみなされることになりました。このことにより、登録を完了した犬の登録手数料については徴収しないこととするため、条例別表中の犬の登録については「動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第2項の規定による登録を除く」とします。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第17、議案第59号四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第59号四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をします。

公職選挙法施行令が改正され、最近における物価の変動等に鑑み、国会議員の選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。このため、四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額は同施行令に準じた金額を定めていますので、所要の条例改正を行うものです。

改正内容については、選挙運動用自動車の借入金を1日当たり1万5,800円から1万6,100円に、同じく燃料費を1日当たり7,560円から7,700円に、選挙運動用ビラの作成単価を1枚当たり7円51銭から7円73銭に、選挙運動用ポスターの作成単価を1枚当たり525円6銭から541円31銭に、それぞれ引き上げを行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第18、議案第60号高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第60号高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更について、提案理由のご説明をします。

高知県広域食肉センター事務組合は、昭和53年11月30日に四万十町以東の28市町村により共同で食肉センター施設の設置、管理及び運営に関する事務処理を目的として設立した事務組合ですが、施設の老朽化による建て替えに併せて、経営体制の見直しを行い、令和5年度から稼働開始となる新食肉センターにおいて、これまでの業務を新食肉センター株式会社が担うため、その役割を終えることとなるものです。

このことから事務組合の解散を検討していますが、現在、高知県広域食肉センター事務組合理約は解散を想定せず制定されておりましたので、同規約に必要な規定を加える変更

をすることについて、地方自治法第290条の規定により事前に関係団体の議決が必要なため、議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第19、議案第61号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第61号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明をします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症への対応として、ワクチン接種や町民生活への支援に加え、マイナンバーカードの普及促進に取り組むとともに、国・県の補助決定等に伴う事業内容の追加や見直しのほか、各施設の改修といった当初予算編成後に生じた重要かつ緊急性の高い事業などに伴う予算措置となります。

なお、新型コロナウイルス感染症対応関連事業については、別添としている9月補正予算資料1ページに一覧表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

それでは、歳出予算の主な内容について、順にご説明します。

まず、一般職員の人件費です。4月の人事異動に基づく会計間異動、昨年度末の退職、本年度の採用及び休職の実績等を各費目に反映し、給料で2,478万8,000円の減額、職員手当及び共済費で375万3,000円の増額、合わせて2,103万5,000円の減額補正となります。

また、各特別会計への繰出金は、人事異動に基づく会計間異動等について、それぞれ見直しを行っております。

続いて、歳出の予算科目順にご説明します。

まず、2款総務費ですが、財産管理費では、令和2年国勢調査に基づく林業就業者数が7月に公表されたことに伴い、森林環境譲与税の譲与額が減少見込みとなったことから、森林環境整備基金の積立額を減額しております。

企画費では、松葉川地区におけるコミュニティ活動の拠点施設として、基幹集落センターを整備するため、基本設計委託料373万9,000円を計上したほか、新型コロナウイルス感染症禍における移動自粛等の影響により厳しい経営状況に置かれている土佐くろしお鉄道の安全運行確保のため、土佐くろしお鉄道運行補助金253万4,000円を計上しております。

戸籍住民基本台帳費では、行政デジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及促進及び新型コロナウイルス感染症禍における生活支援を目的として、町民生活支援・マイナンバーカード取得促進商品券事業費4億165万3,000円を計上するなど、総務費全体で3億354万9,000円の追加計上となります。

次に、3款民生費ですが、令和3年度の実績により各費目で国・県への返還金を計上したほか、老人福祉費では介護保険事業特別会計への繰出金を計上するなど、民生費全体で3,781万3,000円の追加計上となります。

次に、4款衛生費です。令和3年度の実績により各費目で国・県への返還金を計上したほか、予防費では9月末までの計画で予算計上しておりましたが、新型コロナワクチン接種事業において10月以降も継続されることとなったほか、今後、オミクロン株対応のワクチン接種も予定されていることから、必要と想定される事業費を追加計上するなど、衛生費全体で8,238万9,000円の追加計上となります。

次に、6款農林水産業費ですが、農地費では7月に発生した台風4号により被災した農地について、災害復旧事業の採択要件に該当しない箇所への補助金2,480万円を計上したほか、林業総務費では、先ほどご説明した松葉川地区基幹集落センターの整備に伴い、高知県農協が実施する七里集会所解体工事の負担金として851万4,000円を計上するなど、農林水産業費全体で5,017万5,000円の追加計上となります。

次に、7款商工費ですが、観光費では国土交通省中村河川国道事務所の協力の下、町内各地区への新しい人の流れを創出し、防災機能を備えたオアシス風観光交流拠点施設の整備に向け、基本設計委託料862万8,000円を計上したほか、牧野富太郎博士を題材とした連続テレビ小説の放送を契機に、令和5年度に県下で開催されます博覧会に合わせ、観光客の受入れ環境を整備するための事業費として755万7,000円を計上するなど、商工費全体で1,780万7,000円の追加計上となります。

次に、８款土木費ですが、道路新設改良費で、国の交付金の決定や工事の進捗状況に伴い8,295万8,000円を減額するなど、土木費全体で4,602万4,000円の減額補正となります。

次に、９款消防費です。常備消防費では高幡消防組合のデジタル救急無線用回線をケーブルネットワークから県ネットワークへの切替えを行い、通信環境の改善を図るため負担金181万4,000円を追加計上する一方、各事業費の精査により消防費全体で313万円の減額補正となります。

次に、10款教育費ですが、学校管理費では、各小中学校施設に設置しております遊具や防球ネット等の安全点検を行った結果、危険や不良と判定されたものについて修繕、撤去及び新規設置を行う費用として、378万3,000円を追加計上しております。また、保健体育総務費では、建築資材単価の増により窪川野球場クッションフェンス改修工事費576万4,000円を追加計上する一方、職員の異動等による人件費の減額により教育費全体で705万円の減額補正となります。

次に、11款災害復旧費ですが、７月に発生した台風４号による農地・農業用施設及び公共施設等の災害復旧に係る経費を追加計上したほか、過年度に発生した災害による公共施設の災害復旧に係る経費を追加計上するなど、災害復旧費全体で４億4,169万5,000円の追加計上となります。

以上、歳出については、ただいまご説明したとおりですが、これを賄う歳入としては、第１表の歳入に記載のとおりとなります。

町税の町民税では、当初予算において新型コロナウイルス感染症による影響等を考慮して減収を見込んでおりましたが、想定より事業所得が増加となったことから個人町民税現年課税分で800万円の増収見込みとなり、固定資産税では構築物、機械及び装置等の導入による償却資産の増加により固定資産税現年課税分で2,000万円の増収見込みとなるなど、町税全体で3,800万円の追加補正となります。

また、町税以外では、内示決定等により国・県支出金及び町債等の補正をはじめ、前年度からの繰越金２億7,826万円を追加計上したほか、町民生活支援・マイナンバーカード取得促進商品券事業の実施に伴い、財政調整基金繰入金１億8,800万円を追加計上しております。

次に、７月に決定となった普通交付税ですが、決定額は63億2,946万3,000円で、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税は64億1,056万3,000円となり、前年度の最終決定額と比較して、６億6,240万4,000円、9.4%の減少となります。令和３年度に創設された臨時

経済対策費や臨時財政対策債償還基金費による算定が終了したことや、起債の償還が一部終了したことによる公債費算入額の減に加え、臨時財政対策債が減となったことから減少要因となっております。

引き続き、交付税制度の動向等に注視しながら、なお一層の経費節減や事業費の精査等に努めてまいります。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ8億7,700万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ200億3,800万円となります。

最後に、地方債の補正ですが、第2表に記載のとおり、河川しゅんせつ工事の財源である緊急しゅんせつ推進事業債の追加や、災害復旧事業費の増に伴う災害復旧事業債の変更、及び事業内容の見直し等に伴う過疎対策事業債等の変更について、限度額の変更を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第20、議案第62号令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議案第63号令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議案第64号令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）日程第23、議案第65号令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第62号から議案第65号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第62号から議案第65号までの各特別会計予算案について、提案理由のご説明をします。

まず、議案第62号令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の主な補正内容として、歳出については、職員の異動等により総務費で30万1,000円、保健事業費で15万7,000円、保険給付費等交付金過年度分返還金として諸支出金で82万6,000円、予備費として2,481万6,000円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、諸収入で1万7,000円を減額する一方、国民健康保険税で2,000万円、県支出金で32万2,000円、繰入金で12万5,000円、繰越金で497万円、国民健康保険災害等臨時特例補助金として国庫支出金で70万円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ2,610万円の追加補正となり、累計予算総額は24億1,520万円となります。

なお、この補正予算案については、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申をいただいております。

続いて、議案第63号令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。

今回の主な補正内容として、歳出については、職員の異動等により人件費で527万8,000円を減額する一方、施設改修工事費で2,225万3,000円を計上するなど、総務費で1,755万4,000円を追加計上しております。また、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を導入するため、電子カルテシステム改修業務委託料126万5,000円を追加計上するなど、医業費で218万8,000円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、繰入金で435万5,000円、町債で420万円をそれぞれ減額する一方、県支出金で検査協力医療機関協力金を89万9,000円、諸収入で二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を1,453万6,000円、社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄事業補助金1,284万1,000円をそれぞれ追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ2,010万円の追加補正となり、累計予算総額は5億8,050万円となります。また、地方債の補正については、第2表に記載のとおり、限度額の変更を行っております。

続いて、議案第64号令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）について、ご説明します。

今回の補正内容としては、歳出については、職員の異動等により人件費で108万8,000円を減額する一方、非常勤医師に係る報償費等で532万1,000円を計上するなど、総務費で

502万円を追加計上しております。また、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を導入するため、電子カルテシステム改修業務委託料60万6,000円を計上するなど、医業費で98万円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、繰越金で30万円を減額する一方、繰入金で597万9,000円、諸収入で医療提供体制設備整備交付金を32万1,000円、それぞれ追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ600万円の追加補正となり、累計予算総額は1億1,090万円となります。

最後に、議案第65号令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）について、ご説明します。

今回の補正内容として、歳出については、総務費で職員の人件費8万3,000円を減額する一方、医業費で医薬材料費8万3,000円を追加計上しております。

なお、歳入については、繰越金で30万円を減額する一方、繰入金で30万円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、予算総額は補正前と同額の850万円となります。

以上4件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第65号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号から議案第65号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究した後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第24、議案第66号令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、日程第25、議案第67号令和4年度四万十町介護保険事業特別

会計補正予算（第１号）、以上、議案第66号及び議案第67号の２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第66号及び議案第67号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明をします。

まず、議案第66号令和４年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については総務費で52万9,000円、広域連合納付金で147万1,000円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、保険料で74万円を減額する一方、繰入金で16万9,000円、繰越金で221万1,000円、後期高齢者医療制度特別調整交付金事業費補助金として、諸収入で36万円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第１表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ200万円の追加補正となり、累計予算総額は３億4,200万円となります。

続いて、議案第67号令和４年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてです。

今回の主な補正内容として、歳出については、諸支出金において、令和３年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績に伴い国・県及び社会保険診療報酬支払基金への償還金を計上し、地域支援事業費において職員の異動等による人件費を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、令和３年度から繰越金を計上するなど、所要の予算措置を講じております。

これにより、今回の補正は第１表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ9,170万円の追加補正となり、累計予算総額は28億1,510万円となります。

また、債務負担行為ですが、介護保険事業計画等策定事業について、令和４年度と５年度の２か年にわたって取り組むこととしており、このうち令和５年度分に係る経費については、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額について、第２表に記載のとおり設定するものです。

以上２件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号及び議案第67号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究した後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号及び議案第67号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第26、議案第68号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）、日程第27、議案第69号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第68号及び議案第69号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第68号及び議案第69号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明をします。

まず、議案第68号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、屋上防水工事の費用として総務費で110万円、職員の異動等により人件費を増額するとともに、電気料金の改定により光熱水費を増額するなどサービス事業費で1,410万円をそれぞれ追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、令和3年度からの繰越金で2万7,000円減額する一方、基金からの繰入金で1,522万7,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,520万円の追加補正となり、累計予算総額は3億5,150万円となります。

続いて、議案第69号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。

今回の補正内容として、歳出については、電気料金の改定により光熱水費を増額する一

方、職員の異動等により人件費を減額し、サービス事業費で320万円を減額しております。なお歳入については、一般会計からの繰入金で319万9,000円、令和3年度からの繰越金で1,000円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ320万円の減額補正となり、累計予算総額は2億6,070万円となります。

以上2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第68号及び議案第69号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究した後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号及び議案第69号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第28、議案第70号令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第29、議案第71号令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、議案第70号及び議案第71号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第70号の下水道特別会計補正予算及び議案第71号の水道事業会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第70号令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正の内容として、歳出については、事業費においてマンホールポンプ場の污水くみ上げに必要な污水ポンプの故障による修繕費として、120万円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、繰入金で120万円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ120万円の追加補正となり、累計予算総額は5,680万円となります。

続いて、議案第71号令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容として、歳出の事業費用において、機器修繕費として62万4,000円を追加計上するとともに、人件費については原水及び浄水費で2万4,000円、総係費で40万1,000円をそれぞれ減額しております。

また、資本的収入において、企業債として起債対象額の増額に伴い、80万円を追加計上し、第4条のとおり企業債の限度額を変更するものです。

以上2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第70号及び議案第71号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号及び議案第71号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究した後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第30、認定第1号令和3年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 認定第1号令和3年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について、ご説明します。

令和3年度の各会計決算について、水道事業会計を除く11の会計を単純合算した決算総額は、歳入が273億3,509万円、歳出が263億5,034万円となり、前年度より歳入で2億4,361万円、0.9%、歳出で5億1,603万円、1.9%、それぞれ減少しております。

それでは、一般会計から順にご説明します。

決算額は、歳入総額が207億2,554万円、歳出総額が199億1,905万円で、歳入歳出差引額は8億649万円となり、翌年度に繰り越すべき財源2億2,923万円を控除した実質収支額は5億7,726万円の黒字となっております。

また、実質収支額のうち2億8,900万円を歳計剰余金処分として財政調整基金へ積立てを行い、残額2億8,826万円が翌年度への繰越額となっております。

前年度と比較して、歳入では県支出金や普通交付税が増となったものの、国庫支出金や寄附金等が減となり、総額7,446万円、0.4%、歳出では普通建設事業費や災害復旧事業費が増となったものの、補助費等が減となり総額3億3,207万円、1.6%、それぞれ減少しております。

また、町の預金に当たる積立基金残高は、ふるさと支援基金や財政調整基金の増により7億5,677万円増加し、町の借金に当たる町債残高は、任意による繰上償還を実施したことにより2億2,897万円の減少となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計です。

決算額は歳入総額が23億3,265万円、歳出総額が23億1,768万円で、歳入歳出差引額は1,497万円の黒字となりましたが、前年度繰越金、県支出金等の返還金、一般会計からの法定外繰入金を加除した単年度実質収支は3,505万円の赤字となっております。また、前年度より歳入は1億2,364万円、歳出は1億2,353万円の減少となっております。

次に、国民健康保険大正診療所特別会計です。

決算額は、歳入歳出ともに総額3億6,836万円となっており、前年度より歳入は6,976万円、歳出は6,946万円の減少となっております。

次に、国民健康保険十和診療所特別会計です。

決算額は、歳入歳出ともに総額9,166万円となっており、前年度より歳入は2,200万円、歳出は2,170万円の減少となっております。

次に、大道へき地診療所特別会計です。

決算額は、歳入歳出ともに総額869万円となっており、前年度より歳入は16万円、歳出は2万円の減少となっております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計です。

決算額は、歳入総額は3億2,908万円、歳出総額が3億2,527万円で、歳入歳出差引額は381万円の黒字となり、前年度より歳入は73万円、歳出は75万円の増加となります。

次に、介護保険事業特別会計です。

決算額は、歳入総額が27億7,223万円、歳出総額が26億1,282万円で、歳入歳出差引額は1億5,941万円の黒字となり、前年度より歳入は4,679万円、歳出は1,783万円の増加となっております。

次に、特別養護老人ホーム窪川荘特別会計です。

決算額は、歳入総額が3億4,414万円、歳出総額が3億4,407万円で、歳入歳出差引額は7万円の黒字となり、前年度より歳入は3,875万円、歳出は2,546万円の減少となっております。

次に、特別養護老人ホーム四万十荘特別会計です。

決算額は、歳入歳出ともに総額2億7,931万円となっており、前年度より歳入歳出ともに2,484万円の増加となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計です。

決算額は歳入歳出ともに総額2,707万円となっており、前年度より歳入歳出ともに332万円の増加となっております。

次に、下水道事業特別会計です。

決算額は、歳入歳出ともに総額5,604万円となっており、前年度より歳入歳出ともに946万円の増加となっております。

最後に、水道事業会計です。

損益勘定では収益的収入決算額5億8,175万円、収益的支出決算額5億1,769万円で、純利益は税抜で6,406万円となっております。

また、資本勘定では、資本的収入決算額1億5,061万円、資本的支出決算額4億5,583万円、収入支出差引きで3億522万円の不足を生じることとなりましたので、その措置として、過年度分損益勘定留保資金等、所定の財源をもってこれを補填しております。

以上が一般会計及び各特別会計の決算概要となりますが、令和3年度においても人口減少対策や若者定住対策、医療福祉対策、子育て支援策など、地方創生の推進と町民が暮らしやすいまちづくりを目標として、職員一同全力で取り組んできたところです。

その結果、住民生活の向上と地域経済の発展に一定の成果があったものと確信しており、これもひとえに議員の皆様方をはじめ、町民各位のご理解とご協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第です。

今後も引き続き、行財政の効率化と健全財政を維持しつつ、本町が目指すまちづくりに

向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

なお、各会計の決算の詳細については、別冊でお配りしております歳入歳出決算書及び主要な施策の成果説明書をご参照いただきたいと存じます。

以上、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条の第4項の規定により、監査委員の審査意見を付して関係書類を提出しておりますので、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究した後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究した後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第31、陳情第4－6号陳情書の取下げについてを議題とします。

この陳情議案については、産業建設常任委員会に付託し、審議しておりましたが、その後陳情者より陳情取下げ願が提出されましたので、その写しを配付しております。

お諮りします。

陳情第4－6号の陳情書の取下げについて、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第4－6号陳情書の取下げについては、これを許可することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第32、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をした請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後0時09分 散会